SURE 静岡大学学術リポジトリ Shizuoka University REpository

ヨーセフ・フォン・ソネンフェルス 「拷問の廃止について」(一)

メタデータ	言語: jpn
	出版者:
	公開日: 2015-07-07
	キーワード (Ja):
	キーワード (En):
	作成者: 足立, 昌勝, 楠本, 孝, 佐々木, 光明, 前田, 朗, 宮本,
	弘典
	メールアドレス:
	所属:
URL	https://doi.org/10.14945/00008955

「拷問の廃止について」ーセフ・フォン・ソネンフェルス ()

解題

本書及び拷問の廃止について

著者ヨーセフ・フォン・ソネンフェルスについ

三 本書の現代的意義について

章 拷問はまったく廃止されるべきでは

ないのか

第

節・拷問の起源

二節 いかなる狙いから拷問が法手続に取り入れられたのか

三節

主たる問題

拷問

は取調において信頼しうる手段なのか

宮 本 弘 典 朗 明 書 勝

四節 その信頼性はこの決定に係っている

五節 信頼性とは何か―拷問によって得られた自白は信頼がおけるものだろうか

六節 そのようなことは決してない―強制による尋問の性質や本質からいっても

刑事法固有の識知からしても決して拷問に対する不信は排除されない(以上本号)

解題

本書及び拷問の廃止について

本書は、特別意見書 (Votum separatum) と称せられるべきものであり、ソネンフェルス自身はその出版を考え 擁護(Vertheidigung der Menschheit)」のために、拷問の不必要性を訴えんとして書いたものである。従って、(2) 後に許可され、第二版は、一七八二年にヴィーンで出版された。 集者が帰国後チューリヒで出版したものが本書である。この本は、ハプスブルグ領内では、出版禁止とされたが、 ていなかったと言われている。そこで、二年間のヴィーン滞在中にソネンフェルスの親友となったスイスの一編 ンフェルスが、一七七五年に、ニーダーエスタライヒ政庁の参事会の一員として、また顧問官として、「人間性の この「拷問の廃止について」は、原題を Über die Abschaffung der Torturといい、ヨーセフ・フォン・ソネ

問を許容していることについての非難を続けていた。このことは、女帝マリア・テレーシアを非常に刺激し、(5) に公布されたテレシアーナ刑事法典(Constitutio Criminalis Theresiana)が死刑の規定を存続させ、 ソネンフェルスは、本書を執筆する以前から、拷問の非有用性を訴え続けていたが、特に、一七六八年一二月 ま

今後その講義や書物において拷問や死刑について触れてはならないと命じた。このようにして、ソネンフェーの後その講義や書物において拷問や死刑について触れてはならないと命じた。このようにして、ソネンフェ それは、 ペンをおくことはなく、それらについての非難を続けていた。そのような中にあって書かれたのが、本書であり、(8) たソネンフェルスに敵対する者の勧めもあって、一七七二年八月二二日の布告 (Dekret) は、(6) 拷問や死刑についての発言を封じられたのであるが、しかし、 その主張は、 当時の拷問廃止への過程を色濃く反映していると言える。 「公布された最高法規に直接的に違反し、またそれ自体においても攻撃的である」が故に 拷問や死刑の廃止に向けられた彼の情熱は ソネンフェ ル ルス スに

提案を受け入れて、(9) 場から、テレシアーナ刑事法典に批判を加えていたが、マリア・テレーシアは、頑強に拷問存置の立場を崩さな 方式を分け、 定している。 ために強く悩まされているが、否認している犯人(Übelthäter)に完全な証拠の不足する場合に、 かった。しかし、一七七三年一〇月二五日の勅令で、ついに、マリア・テレーシアは、 め又は必要とあらばその者に懸けられた嫌疑及び容疑(Inzichten)を一掃するための法的強制手段である」と規 いて」として、三二ケ条を設けて、拷問に関して詳細に規定している。その第一条は、「拷問は、 このような状況の中で、ソネンフェルスやカウニッツ (Wenzel Anton von Kaunitz) などは、 テレシアーナ刑事法典は、第三八章に、「拷問が行われるべき時、 また、 それぞれの版画を掲載しており、規定の内容以上に、 法典の付録として、拷問器具及びその使い方(執行方法)について、ヴィーン方式とプラハ 継続的拷問(Interkalarfolter)を廃止し、続けて、一一月一九日には、枢密院(ロ) 人及び方法に関する十分な原因及び告発につ 拷問の残虐性についての印象を強めてい ヴィーンにある医学部の 行われた行為 告白させるた 拷問廃止の立 (Staatsrat)

同時に、ベーメン、メーレン、

またその場合、

拷問は

か

る処置によって代替されるべきか」についての審議を求めた。この親書は、(11)

「拷問は完全に廃止すべきかあるいは制限すべきか、

に親書

(Handbillet) を送り、

提出が求めていた。そこで、ソネンフェルスは、ニーダーエスタライヒの政庁でこの問題が審議されたときに、 ダーエスタライヒおよびインナーエステタライヒの政庁に対しても、この問題についての意見書 (Gutachten) の 意見書の形にして提出した(本書は、この意見書がチューリヒで印刷・出版されたものである)。 すべての情熱を傾け、また確固とした確信にもとづいて、拷問は完全に廃止すべきであるという従来の主張を、

間においてインナーエスタライヒの裁判所で拷問された三五名中、九名の者が自白したにすぎず、二六名の無実 の者が拷問にかけられていたということを推論した。 に対して、クレーセルは、インナーエスタライヒの副総督のシュピーゲル (von Spiegel) の意見書から、二五年 造罪の場合には、 von Gebler)は、特に戦時での内乱罪・反逆罪において共犯者を発見するため、また殺人を伴う辻強盗や通貨偽 と主張し、ゲプラーは、最高司法庁が表明した見解についてそのような世論調査は無用であるとしていた。それ は、拷問の実施に際してその緩和が許されるかどうかについて最高司法庁に、今一度、意見照会をすべきである の多数は、 た。これに対して、枢密院では、代表発言人のクレーセル(Franz Carl von Kresel)をはじめ、そのメンバー 存続を認めるか、たかだかその緩和を求めるものがほとんどであり、完全な廃止を主張するものはほとんど無かっ しかし、各政庁、裁判所および最高司法庁(Oberste Justizstelle)から枢密院に提出された意見書は、 拷問の廃止を言明していたが、ロェール(Johann Friedrich von Löhr) とゲプラー (Tobias Philipp 拷問はなお存置されるべきであるという先入観が考慮されなければならないと言い、ロェール 拷問の

そのような中で、ヨーセフⅡ世は、一七七五年八月一二日に次のような意見を表明した。(ヨ)

を告白しなければならない。私は、それゆえに、憚るところなく、テレシアーナ刑事法典から、それの根絶 確信して、拷問の廃止を妥当な、無害な手段のみならず、必然的な手段であるとみなしていること

る。 ル顧問官の意見が根本的に含んでいる部分以外のものを提案することはできない。 が考案され、 poenas extraordinarias) 呪われるべきである。そのために、 召喚された者や有能な自白した犯人に執行されるべきではないと。それ以外のすべての者は、特別刑で ければならない。 に優先的に同意するであろう。 しかし、 このことが承認され得ない場合には、私は、 犯罪者は、今やより良い状態にあるので、自由でいるときとは全く異なって扱われるべきであ つまり、 同時に、死刑は、 しかし、 同時に、 むしろ制限され、それゆえに、 私は、 これと必然的に結び付いている他の行為を指示しな ゲプラー顧問官 確かに、 他方、 (Staatsrat) を除外して、 現行犯(flagrante delicto) 他の公共労働 (opera publica) 口 I (ad で

て、深い疑念をもってはいたが、このヨーセフII世の意見書に付加して、次のような裁定 (Entschließung) を行 この問題について、 マリア・テレーシアは、 国家の法や秩序、古き慣習、裁判所の在り方などとの関連にお

することを妨げるものではない で、法律学を学んだ皇帝に、その公平さ、 しに決定することを熱望する。このことは、 私は、 この問題を全く理解しておらず、 洞察力及び人間愛を信頼し、このことについて皇帝が私の ただ多くの意見にしたがって決定することができるだけであるの 皇帝がなお疑念がある場合に、二・三の無関係な法学者に相談 助言な

zendort) のクレ 会議を招集し、そこでの審議を求めた。枢密院からはハッツフェルト (Carl Friedrich von Hatzfeld)、 この裁定にもかかわらず、ヨーセフⅡ世は、 ーセル、ゲプラー及びロェ 副長官、評議員のシュタムパハ ールが参加し、 (Stampach)' まだ最終決定を出さずに、新たに、 最高司法庁からはシンツェンドルフ クローネンフェルス (Franz Wenzel von Cronenfels) 枢密院と最高司法庁との合同 (Johann Wenzel von Sin 顧問官

なり、何らの成果も得られなかった。拷問の廃止に賛成した者は、シンツェンドルフと三名の枢密院顧問官 及びハーン(Mathias Wilhelm Haan)が参加した。会議は、一七七五年一二月二日に行われたが、賛否同数と レーセル、ゲプラー、 ロェール)であり、ハッツフェルトと三名の最高司法庁評議員(シュタムパハ、クローネ

二月二三日に自らの裁量で、次のような決定を下した。 事ここに至っては、ヨーセフⅡ世は、決断しなければならなくなった。そこで、ヨーセフⅡ世は、一七七五年 ンフェルス、ハーン)はその存置を主張した。(5)

その遵守を了解しなければならない。 バナート(Banat)及びガリツィア(Galizien)を含む我がすべてのドイツ領邦におけるすべての裁判所は、 拷問は、多くの国で既に行われた例にしたがい、若干の留保もなく一般的に廃止されなければならない。

quisitionsprozeB)を終結しなければならないということが帰結する。しかし、そのような得られた最終認識 断されるべきである。 による審問終結の場合には、単に特別刑を言い渡すことができ、その程度は、存在する証拠の力によって判 (Inzichten)が存在することを認識し、移送のための他の手段がもはや存在しない場合には、審問手続き(In-このことから、将来的に、裁判官は、刑事事件において、当時の規定にしたがい拷問のための十分な容疑

にはメクレンブルク、一七七〇年にはザクセン、ブラウンシュヴァイク、デンマークで、拷問が廃止された。そ 廃止を宣言した。この日は、 一七五四年八月四日、プロイセンでは、完全に拷問が廃止され、続けて、 このような状況になり、ついに、マリア・テレーシアは、一七七六年一月二日に同様な勅令を発布し、 ヨーロッパで最初に拷問が廃止されたときから、既に二一年以上が経過していた。 一七六七年にはバーデン、一七六九年

二年にハノーファー、 の後、 一八〇六年にバイエルン、 一八七八年にコーブルクーゴータで廃止された。(18) オーバープァルツ、 ノイブルクで、一 八〇九年にはヴュ ルテンベルク、 一八二

著者ヨーセフ・フォン・ソネンフェルスについて

書としては、 ルス』をあげることができる。ここでは、主として、本書によりながら、 ーセフ・フォン・ソネンフェルスについては、多くの研究書が公刊されているが、 一九八八年にヴィーンで出版されたヘルムート・ラインアルター編『ヨーセフ・フォン・ソネンフェ ヨーセフ・フォン・ソネンフェルスを その中でも、 最近の研究

概観することとする。 ヨーセフ・フォン・ソネンフェルスは、

プマン・ペアリーン (Lipman Perlin) の息子として生まれた。ペアリーンは、元来、ユダヤ教徒であったが、ベ 部で、哲学と言語学を学んだ。そこを卒業後、 その後、ヴィーンに移住し、ヨーセフ・ソネンフェルスは、一七四五年から一七四九年まで、ヴィーン大学哲学 改宗し、洗礼の際にソネンフェルスの名が与えられ、改姓し、翌年に爵位に列せられた。ソネンフェルス一家は、 ルリーンからニコルスブルクへの移住(一七三三年)の後、一七三五年に幼い息子たちと共にカトリック教徒に 団長を努め、 て来たときに、 フランスやイタリアの脱走兵と交際し、彼らから母国語を学んでいた。そして、ついに、 トリヒシュタイン伯爵 (Graf Johann Karl von Dietrichstein) の助力で、除隊することに成功し、再び、ヴィー ハンガリーやベーメンでの演習にも参加した。しかし、その間においても、彼の勉学意欲は衰えず、 ソネンフェルスは、 トラウトソン侯爵夫人(Fürstin von Trautson)やヨーハン・カール・ディー 一七三三年、メーレン南部のニコルスブルク(Nikolsburg)で、 五年間、 歩兵連隊 (Infanterie-Regiment) においてドイツ騎士団 連隊がヴィーンに戻っ リッ

ン大学で法律学を学んだ。そのときの先生には、 マルティーニ教授 (Karl Anton von Martini) やリーガー教授

(Paul Joseph von Riegger) がいた。

張している。 ている同名の小冊子によれば、「プリツァイ学の諸命題」の第九命題として、拷問について批判し、次のように主 出版した。ヴィーンにあるハプスプルク家・宮廷及び国家文書館(Haus-, Hof- und Staatsarchiv)に所蔵され リツァイ、商業及び財政学の諸命題(Sätze aus der Polizey, Handlungs- und Finanzwissenschaft)』と題して 義を行った。また、一七六五年には、彼の生涯を通じての主著となる『ポリツァイ、商業及び財政の諸原理 性について (Von der alleinigen Erfahrungen in Geschäften der Staatswirtschaft)」というテーマで、 Polizei- und Kameralwissenschaft) に職をえ、ヴィーン大学で、「国家経済の業務における独占的経験の不十分 (Grundsätze der Polizey, Handlung und Finanz)』のうち、第一巻をなす「ポリツァイ」に関する部分を『ポ その後、彼はいくつかの職業を経て、一七六三年、ヴィーン大学のポリツァイ及び官房学講座(Lehrkanzel für 就任講

ための手段であってはならない。 拷問は、 刑事法から完全には廃棄されていないけれども、 人が有罪であるかどうかという問題を討議する

Keeß)が、ソネンフェルスの講義を聴講して書いたと思われる注釈があり、それには、次のように書かれている。(空) この命題に関して、同書の中には、当時学生であったフランツ・ゲオルク・フォン・ケース(Franz Georg von

拷問は、感覚的には、死よりも苦しい悪である。この悪を、一致したことが得られず、まだ有罪が証明さ

れていない 人間に加えることは矛盾している。

刑罰のために必要とされるものは証拠であって、自白ではないから、

証拠が説得的である場合には、

拷問

は不必要である。

それが不確実な場合には、行為の市民的自由に反して進められている

拷問は悪徳を発見するための手段ではない。 強き者にとっては、その確固とした否認が当然の死から救

弱き者は、苦痛を逃れるために、自らの責任をなすりつけるであろう。

ひとは翌日には有罪の者にもう一度賛同を要求し、その者の確認を切に求めることが必要とされているが

ゆえに、それは有用な手段ではありえない。

しかし、 それは、 問題が共犯者を発見するということである場合には、 必要である。

ており、 この注釈は、 完全な拷問廃止論を主張している訳ではない。 いつ書かれたかは明らかではないか、この段階では、 したがって、 この注釈は、 共犯者の発見のためには拷問の使用を認 ソネンフェ ルスの拷問 院廃止に

関する主張の発展を知るうえでの手掛かりを提供してくれるであろう。

彼は、その後も、 ヴィーン大学教授として、多くの著作を発表している。 その中でも、 主著である前述した。ポ

リツァイ、 に関する第三巻が一七七六年に出版され、ここにようやく完結した。この本は、 商業及び財政の諸原理』は、 商業の諸原理に関する第二巻が、一七六九年に出版され、 その後のオーストリアの国家学 財政の諸原

の基本的教科書としての地位を保ち、一八一九年までに八版をかぞえている。

ところで、 ソネンフェルスは、 また、 行政官としても活躍している。 一七八〇年に、 彼は、 勅任宮廷 顧

(Wirklicher Hofrat)に任命された。とりわけ顕著な活躍をしたのは、 政府の顧問 (Ratgeber) として法改正

に取り組んだときである。 七八七年に公布・施行されたヨセフィーナ刑法典 彼は、 驚察制度の改革のみならず、 (Josephina) や一八〇三年のフランツィスカーナ (Franzis 刑法、 私法及び行政法の編纂に尽力した。中でも

ツ・ゲオルク・フォン・ケースが作成した原案に表現上の問題点について修正を加えただけであったが、フラン ツィスカーナ刑事法典の場合には、特に、第二編は、ソネンフェルスの作品であると言われている。

cana) 刑事法典の編纂作業の中心に位置し、ヨセフィーナ刑法典の場合には、彼の弟子であり、前述したフラン

民に推挙された。彼は、ヴィーンにおいて、一八一七年四月二五日に、八五歳の生涯を終えた。 ン教会の小十字章(das Kleinkreuz des St. Stephan-Ordens)を与えられ、一八〇六年には、ヴィーンの名誉市 このような業績・活躍が認められ、ソネンフェルスは、 男爵の爵位を獲得し、一八〇四年には、 聖シュテファ

= 本書の現代的意義について

更に、一六世紀になると、コルネリウス・ハインリヒ・アグリッパ (Cornelius Heinrich Agrippa von Nettesheim) ランツ・ヘルビンク―マックス・バウアーによれば、一四八四年に、ヴィーンにある聖ドロテーエン教会の司祭(26) 残虐な方法での拷問が執行された。とりわけ、魔女裁判での拷問は凄惨を極めた。しかし、一五世紀の後半にな やその弟子ヨーハン・ヴァイヤー (Johann Weyer) がそれに続いた。フランスでも、ジャン・ボーダン (Jean 長であるシュテファン・ランツクラナ(Stephan Lanzkranna)が魔女裁判に反抗したのが最初であるという。 ると、徐々にではあるが、この拷問に対する批判が展開されるようになった。この拷問批判を展開したのは、 やピエール・シャロン (Pierre Charron) は魔女裁判と拷問に反対し、オランダでは、 Bodin)はその擁護者であったけれども、同時代に生きたミシェル・ド・モンテーニュ(Michel de Montaigne) (Cornelius Loos) が反対の戦いをしていた。また、 **゙供述は証拠の王である」時代には、** 被疑者・被告人に供述・自白させるために、 一七世紀には、ドイツにおいても、 様々な拷問器具が考案され、 コルネリウス・ロース アダム・タナー (Adam フ

理論を代表していたカルプツォフ 力な反対論を展開し、 Tanner)' (Balthasar Bekker) やクリスティアン・トーマジウス パウル・ライマン 一定の成果をあげたといわれる。このような動きは、 (Paul Leymann)' (Benedikt Carpzov) フリー トリヒ・フォン・シュペー (Christian Thomasius) の賛成論にもかかわらず、 法学者の中にも広がり、 は反対論を展開 (Friedrich von Spee) バルタザール・ベッカ 当時の法学 それ が強

と消えたのである。 身体に強力な苦痛を与えるものであり、 この時代における拷問は、 拷問が廃止されるまでに流された血は、 被疑者・被告人を自白させるために、 その苦痛に耐え切れず、 どの程度に達したのであろうか 被疑者・被告人は、 様々な器具・方法を用い 虚偽の自白をし、 て被疑者 刑罰の露

啓蒙主義の時代におけるベッカリーアやソネンフェルスの主張に受け継がれてきた。

のは、 とし、 任意性を否定する主張が採用されることは、 が現実の裁判において証拠能力が否定されるためには、 義(三一七条)を採用し、任意性のない自白の証拠能力を否定している (三一九条一項)。 ものとして、 しなけ 1/2 て、 このような身体的拷問は 拷問を禁止し、 強制 供述証拠は限定的にのみ利用できるようにしなければならない。 ればならない。 許されざるものとなった。 拷問及び脅迫による自白、 自白の証拠能力について制限を設けている。 しかし、日本の裁判では、 人間の基本的人権を尊重する近代法においては、 不当に長く抑留又は拘禁された後の自白である。 そのための制度的保証としては、 非常に困難であろう。 裁判所は、 被告人の側で、 捜査機関側の主張に耳を傾ける傾向にあり、 これを受けて、 その自白に任意性がなかっ 我が国の憲法は、三六条及び三八条に 刑事裁判における証拠を物証中心主義 人権を無視し、 刑事訴訟法では、 そこで示されてい しかし、これらの自白 裁判を誤判に導く たことを主張 証拠裁判主 自白の お

問題は、 捜査機関側が自白を得るために被疑者・被告人に強制 拷問 脅迫を加えることにある。 密室での取

獄の違法性が明らかになり、捜査機関による被疑者の取り調べは、被疑者の基本的人権を尊重したものとなるで の否定に関する拷問には、 何物でもなく、 うな状況下における取り調べは、 責任体制を明確にし、 四六時中警察の監視の下におくものであり、常に被疑者を心理的に圧迫している。たとえ、警察の側が留置場 ことは不可能である。特に、代用監獄と言われる警察署付属の留置場に未決拘禁者を留置することは、 り調べは、 当事者にしか分からず、 違法なものと言わざるをえない。憲法三六条の拷問の禁止、三八条の拷問による自白の証拠能 取り調べ時間を限定しようとも、 身体的拷問のみならず、 既にアムネスティの報告書が指摘しているように、心理的・精神的拷問以外の(27) 後に残るものは供述録取書のみであり、そこで行われたことを後に再現する 心理的・精神的拷問も含まれることを明確にすれば、 被疑者は常に心理的圧迫を感じているのである。このよ 代用監 0)

しなければならない理由は、 当時の状況の中で問題となっていた身体的拷問の廃止に関する主張に限定されているが、 心理的・精神的拷問の廃止のためにも有益な示唆を与えてくれるであろう。 拷問を廃止

あろう。

追記

拘禁法案が今なお問題となっており、 であり、文章の区切り等が非常に複雑であることから、本翻訳に誤訳等があることを恐れるものである。 らしても、 を担当した者は、 我々は、 共訳者全員にあり、なかんずく最終的責任は、監修をおこなった足立にある。本書は一八世紀の書物 一昨年以来、二年間に亙り、 節の最後にカッコの中に示した。しかし、 とりわけ、 本書に関する輪読会を行った。 警察庁が代用監獄の存置に固執している今日において、 翻訳に伴う責任は、それを相互討論で行った経緯 本翻訳は、 その成果である。 しかし、 被疑者

本孝及び同宮本弘典である。最後に凡例めいたことだが、原注は、(1)、(2)で表した。 れずに、 の基本的人権の尊重を確立し、 尚 訳者は、 翻訳することとした。誤訳等に関して、研究者諸氏の御指示、 東京造形大学講師前田朗、 警察庁の姿勢を批判するためには、 日本体育大学非常勤講師佐々木光明、 本書の翻訳は急務であると考え、 御批判、 中央大学大学院博士課程在学楠 御教示があれば幸甚である。 誤訳等を恐

- 1 Joseph von Sonnenfels (K.K. Niederoesterreichischer Regierungsrat und öffentlichen Lehrer der politidinand Keip, 1970) schen Wissenschaften), Ueber die Abschaffung der Tortur, Zürich 1775 (Nachdruck des Verlages Fer-
- (2) a.a.O., S.5. これは、編者の序文の中に出てくる言葉である。
- 3 この間の経緯については、 それによれば、 名前は F.U.C. である。 編者が序文の中で述べている。編者の名前は、イニシアルでしか表されておらず、
- 4 本書が出版禁止とされた経緯については、Alfred Ritter von Arneth, Geschichte Maria Theresia's, 9. Band, mer, in: Helmut Reinalter (Hrg.), Joseph von Sonnenfels, Wien 1988, S.65.; Strafrechtssammlung des Wien 1879. S. 211f. mit Anmerkung 362 auf S.579f.; Werner Ogris, Joseph von Sonnenfels als Rechtsreforniederösterreichischen Landesmuseums, S.41
- (55) A.v. Arneth, a.a.O., S.208ff.
- (6) W. Ogris, a.a.O., S.64
- (~) A.v. Arneth, a.a.O., S.207f.

- (∞) A.v. Arneth, a.a.O., S.208f.
- 9 一七七三年八月三日に、拷問の使用に関する鑑定の依頼がニーダーエスタライヒ政庁からヴィーン大学医学部 43ff lung des niederösterreichischen Landesmuseums, S.41., また、 へなされ、その鑑定の答申は八月一七日になされた。鑑定依頼がなされた理由については、Strafrechtssamm・ 鑑定の依頼及び鑑定書については、 a.a.O., S
- 10 その勅令は、 v. Arneth, a.a.O., Anmerkung 360, S.578 新たな布告なしでも、この変更は、 次のように命じた。「医学部の提案は、 高等裁判所にのみ、その扱いのために送付されなければならない。JVgl. A この継続的拷問を完全に廃止すべきことを私に説得した。
- <u>11</u> 拷問に関して今なお提起されている異議は、 家にとって重要なより広い考察の対象を今なお受けることを必要とする。 この刑事的測定に鑑みて、 私が引き続き安らけくあるために、 国

らない。 政庁から、必要とあれば、 それゆえに、ベーメン及びメーレンのランデスシュテレ、インナーエスタライヒのグーベルニウム及び当地 きか、そして、その場合には、 拷問は完全に廃止されるべきかいなか、また、 いかなる摂理が整えられ、代えられるべきかという鑑定が求められなければな いかなる特別な犯罪に制限されるべ

Vgl. A.v. Arneth, a.a.O., Anmerkung 361, S.579.

- 12 Carl von Hock u. Hermut Ignaz Bidermann, Der österreichische Staatsrat (1760-1848), Eine geschichtliche
- (四) C.v. Hock u.H.I. Bidermann, a.a.O., S.45f.; A.v. Arneth, S.212f.

- (목) C.v. Hock u.H.I. Bidermann, a.a.O., S.46; A.v. Arneth, S.213.
- (5) C.v. Hock u.H.I. Bidermann, a.a.O., S.46; A.v. Arneth, S.213
- (吳) C.v. Hock u.H.I. Bidermann, a.a.O., S.46f; W. Ogris, a.a.O., S.65
- (五) A.v. Arneth, a.a.O., S.214; W. Ogris, a.a.O., S.65.
- 18 各国における拷問の廃止については、Vgl. Franz Helbing und Max Bauer, Die Tortur. Geschichte der Folter また、 の歴史については、Israel Drapkin, M.D., Crime and Punishment in the Ancient World, Massachusetts museums Rothenburg ob der Tauber, Rothenburg o.d.T. 1984, S. 241ff. さらに、古代における拷問及び刑罰 im Kriminalverfahren aller Zeiten und Völker, Berlin 1926 (Neudruck des Scientia Verlages 1983), S.393ff Toronto 1989 liches Kriminalmuseum, Justiz in alter Zeit, Band VI der Schriftenreihe des mittelalterlichen Kriminal ドイツにおける拷問の歴史についての素描については、Friedrich Merzbacher, Folter, in: Mittelalter
- 19 Sonnenfels als Gesellschaftstheoretiker; Ernst Wangermann, Joseph von Sonnenfels und die Vaterlands Recht und Utilitarismus. Joseph von Sonnenfels und das späte Naturrecht; H. Reinalter, Joseph von Helmut Reinalter (Hrg.), Joseph von Sonnenfels, Wien 1988.この書物には、 neue Aspekte der Quellenforschung; Hilde Haider-Pregler, Die Schaubühne als "Sittenschule" der Natior liebe der Aufklärung; Hildegard Kremers, Joseph von Sonnenfels und das Theater Helmut Reinalter, Joseph von Sonnenfels. Leben und Werk in Grundzügen ; W. Ogris, a.a.O. ; Jörn Garber, Das kameralistische Werk von Joseph von Sonnenfels. Einige 次のような論文が含まれてい る。

- 20 この小冊子には、 は、 不明である。また、この小冊子は、ポリツァイ、商業及び財政というすべての内容を含んでおり、ポリツァイ 二四の命題からなり、 従って、これは、ソネンフェルスが大学での講義用に書いたものであろうが、 第一巻とは異なり、Zum Leitfaden der akademischen Vorlesungen という言葉は書かれて 商業は一二、財政は一二の命題からなっている。 第一巻との前後関係は
- 21 これは手書きのものであるから、ここに活字としておこしておく。 Die Tortur ist ein Uebl, welches der Empfindung nach schmerzlicher ist, als der Tod: Es ist widersinnig

Geständniß fordert Sind Indizien überweisend, so ist die Tortur überflüssig, weil man zur Strafe Beweis, und nicht das dieses Uebl einem Menschen zuzufügen, der noch nicht überführet ist, daß es einiges verdienet

Sind sie ungwis, so läuft es wider die bürgerliche Freyheit der Handlung

nochmal fürfordere, und seine Bestätting anbegehre Es kann kein taugliches Mittl seyn, weil erfordert wird, daß man den folgenden Tag den schuldigen verdienten Tode retten. Der Schwache wird sich das Laster andichten um den Schmerzen auszuweichen. Die Tortur ist kein Mittl zur Entdeckung Lasters: dem starcken wird sein standhaftes läugnen vom

Sie ist aber nothwendig, wenn die Frage ist, die Mitschuldige zu entdecken.

- 22 ソネンフェルスの著作については、H. Reinalter (Hrg.), a.a.O., 248f. が詳しい。
- 23 この本の版数については、 も困難さを伴う。Vgl. W. Ogris, a.a.O., Anmerkung 32, S.21 その成り立ちが複雑であり、また書名も変わったりしているがゆえに、 その数え方

- 24 いる。 は、ヴィーン大学と市庁舎前の並木道のところに、ソネンフェルスの銅像が、それぞれひとつずつ立てられて ソネンフェルスが大学教授と行政官という二つの職業についていたことを現代に残すものとして、ヴィーンに
- <u>25</u> 拷問に関する全般的な書物としては、F. Helbing u. M. Bauer, a.a.O. がある。
- (ස) F. Helbing u. M. Bauer, a.a.O., S.317ff.
- <u>27</u> Amnesty International, Bericht über die Folter, Frankfurt am Main 1975, S.40ff., besonders S.42ff.

(足立)

翻訳 拷問の廃止につい て

尋問にたいしても投げ掛けられてきた疑念に新たな装いを与えた。そして陛下の命令が、 所において次のことを考慮する契機となった。 連の痛ましい経験が、 すでに過去においても、 しかも現在においてすら、 拷問にたいして、 ラントシュテレと裁判 あるいは峻厳な

I 拷問はまったく廃止されるべきではないのか?

Π どのような犯罪にたいして拷問は存続されるべきか? そして、

III 廃止する場合には、 そのかわりに何が設けられうるというのだろうか?

陛下の命令が、 は疑いを抱かしめるはずのものであろう。 てきた理由を、控えめではあっても率直さをもって報告する権限に任じたのである。しかし、この権限は教師に 私は、 私が最近になってようやく非礼も顧みずに玉座のもとに提出した請願が部分的には叶うのを見た。 私を顧問として、そのような問題に関して決定することをこれまで少なくとも不確実なものとし 即ち

意図からは、 この審議の対象は、 おそらく大胆ですらあるかもしれない一つの命題を擁護しようとする余地を見出すことができない 国家の福祉、公共秩序の維持そして人類の福祉に密接に結び付いている。 それで、 偏狭な

おい 指摘したのだということで、 な機会を提供させるここで論述するべき義務の重要さを確信させるのである。 報告が、 はまたウィットに助けを求めることが必要であると見なしている注意深い論文のなかに私が理性と知性を開 報告者が、 その者をして、 だろう。 た説得力を見出したならば、 理論的には首尾一貫しているとしても、 反対者によって打ち負かされるや、 現に争われてい 彼の不当な強情さが教職から、 る拷問 明言をもって感謝するであろう。 その場合私は報告者に異議なく与し、 が擁護されうるとする全ての理由を苦心して探し求め、 自己の見解をいつでも放棄し、 そして審議室から排除することになるだろう! 私には説得力を持たない。 しかし今や、 しかも報告者が私の誤った見解を正当に この理由は、 それだけ一 変更し、 撒回する用意のない者は 層その理由が私に好都合 報告者が悟性に、 たとえ見識ある それゆえ私は 顧問 時 7

を被拷問者の呷きにたいして閉ざしてしまうものである。 問題を法学者のような冷徹さで取り扱う。 を与えない 拷問の反対者が悟性に反して短絡的に過ぎるがゆえに、 ために、 私は苦悩する人類への同情を引き起こす感情が私に貸し与える全ての利点を放棄して、 法学者というのはその眼差しを被拷問者の痙攣から免れさす、 心にのみ訴えかけているに過ぎないという非難に余地 その耳

前田

第 查 拷問は まったく 廃止されるべきではな (\ の か

第一 節 拷問 起

るというおそるべき思想が最初に発生した場へと、 身体 の苦痛によってある人間 か ら 彼につ いての嫌疑や、 歴史をさかのぼっていくならば、 あ るい は彼に責を負わ せようとすることを無理 おそらく拷問にとって有利 に取

を、 とに熱中し、 おそらくありそうなことだが、拷問の発明の栄誉はそもそも一人の臆病な暴君のものであり、彼は有徳の人物 処罰されているその行状のゆえに常に、 民族の復讐を恐れ、 内に秘めた暴力行為に口実を求め、そしてその口実を苦痛をもとにする正義の 拷問を放遂しようとした永続的な力であるので、 わきへ片付けるこ

明の使用を拡大した。 抑圧、 宗教的怨恨、 殺意、 それらが賢明であったのは、 強盗欲は、 手段の選択にあたってはなんら繊細ではなく、 苦痛の期間を長引かせることであり、 拷問 苦痛をより鋭敏にし、 というぞっとする発 承認に見出したのである。

幸なインカ人を、 より抵抗できないものとすることであった。 信者の背信を強調するべく迫害を企てた責苦に目を付けた! 愛する者のかたわらで、燃える石炭の上に横たえたが、 教会の初期の時代に、 それによって異教徒の確たる信仰心を動 金に飢え、 それは愛する者からインカの財宝が 血に飢えたペ ルーの征服者は、 揺さ

管されている場所を聞き出すためであった。

のに変えているものだと信じて、 とを望んだ。 人をしてより恐れさせた。 れる無罪が稀であることを信じた。 くも忌まわしい由来の汚名のステッキを、 これが原型となって、 裁判官は、 その後、 かつて悪徳の道具であったものを、 裁判官は、不処罰によって悪徳人が自己の行いが不遜であることに勇気付けら 裁判官はこれを取り調べ方法に採用するようになった。 裁判官は、 そこから公共の福祉が取り出されるであろう効用によって消されるこ 正義の復讐をより確実にし、 悪徳を根絶するために今や悪徳にたいして有利なも さもなくば決意してしまうような悪 しかし、 裁判官は、 か

たと、 り調 痛が被取 的なことであった。 を行われた犯罪のゆえに誰かに着せられた場合、これまでは、 重要な証跡が苦しめたときに、 によって犯罪人と証明された者に執行されるのだろうか? それによって今や、 べ方法を準備した法学者の見解によれば、 裁判官が確信 り調べ人の頑固さを圧倒し、 彼が有罪となったのは、 刑事裁判の手続きは、 同市民が確信したからであろうか? 彼が正当な理由で釈放されたことについていかに確信したからであろうか? 彼をして自白へと至らせた場合に、 彼が常に自己の無実を主張したときに、 まったく異なった形態を手にし、 ますます大きな確実性を手にしたはずである。 他方、 この人物の処罰は、 彼が無罪となったのは、 無実が、 法は淡々と進行し、 勇気づけとなり、 その判決は、 彼の釈放と同様に、 彼が法でもって有罪とされ 裁判官や同市民が、 立法にこの新 状況が正義の邪 彼に厳しい尋問に 判決は自らの自白 常に二 彼を 害 推 取

訳

否定的に抵抗する力を与えた場合、彼にたいして示された徴標が喚起した有罪の疑惑が、充分に否定されようか。

(前田

第二節 いかなる狙いから拷問が法手続に取り入れられたのか

彼が犯罪を行ったのではないかとの疑惑を、その者自身の自白によって確信にまで高めること、 刑事事件の取り調べに拷問を取り入れた第一の動因は次のようなものである。 即ち、 有罪者についてい 無罪者について

その者の否認によって、その者に懸けられた嫌疑を晴らすということである。

供述を法律上有効なものとするための手段として用いられたのである。 色の事件、 となる、 が行われたのは、 発覚していない、 その後、拷問の使用は拡大を見たが、それは、ある第三級重罪について罪を認めた者(Missethäter)が、未だ、 そのような事件の全容を知るためであった。拷問は、究極的には、証人達の無定見さを消し去り、その つまり、 第一級重罪(Lasterthaten)について共犯者がいるということを知るため、あるいはまた、灰 より重罪である第二級重罪(Übelthaten)を犯していないかを調べ尽くすためであった。 その解明が公共の福祉にとって重要であり、時にはその解明が対抗措置をとるために不可欠 拷問

さは、 うが、 当初、立法は、おそらく余りにも軽率に、峻厳な手段を、それが必要であるとの理由のみで採用したのであろ 近時の刑事法が、 事情、 時代、 傾向、 多かれ少なかれ、 経験から、 やがては慎重にならざるをえなかったところであろうし、そのような慎重 常にきわめて念入りに規定しているところである。 (佐々木)

第三節 主たる問題 -拷問は取調べにおいて信頼しうる手段なのか

かかる問を発することにつき何等心を悩ませる必要がない以上、我々が招請されている審議というのは、 確実に真実性を高める手段なのかどうかという疑いについてである。我が女帝は寛大なる御心の持ち主であられ、 れるものであり、 がそれを用いる権利を有するのかということにまで及ぶ、 極目標が、 ような疑いに関して立法者の良心を安んじさせることができたのか、 かる慎重さは、 少なくとも私の考えでは、 それは不信感を一掃してきたが、 我が法廷が拘束され、 ただ拷問の効果の問題にとどまらず、 外国人には窺い知れない、(4) 私は敢えて率直に問おう。このような慎重さが、 そのような審議なのではなかろうか。 と。 秘密の規定によって、 つまり、 拷問が許されるか否か、 拷問が取調べ手続きにおい 至るところで働 そして社会 次にあげる (佐々木) その究 か

第四節 その信頼性はこの決定に係っている

かも 拷問が信頼のおける手段だとするならば、 この手段を許されるものとし、 が消え失せる。 かつて行ったように、 の人間に刑罰を科すという恐れはない。 なぜなら、 しれない、 前者の問題を解決した後に、 という一切の心配をすることなく被疑者を釈放することができる。そうであれば、 この手段の妥当性は法の根拠を備え、 さらに再び公共の福祉を乱し、 立法にたいして必要な防御として、 苦痛が被疑者から自白を引き出さなかった時には、 裁判官が拷問によって得た自白に基づいて有罪判決を下しても、 後者の本来的な主要問題をも解決しなければならないだろうからだ。 社会にとっては、 かつ侵害することになる犯罪人に自由を与えることになる その使用を立法に義務付けるであろう。 手段がい かに厳しいものであろうとも 裁判官は、 すべての疑い その者が

ない。

汝は、

もしくはそれでもなお苦痛に

たい

し抵抗を続けたがゆえ無罪放免とされる場合、

かし他方では、

人が苦痛の下で行った自白にもとづいて有罪判決を受けたり、

裁判官は次のような恐れにさいなまれるにちがい

会はいかなる側面からみてもかかる残忍さを使用する権利を持たないからである、 そうであれば、 無実の人間に死刑の宣告を下すことになるかもしれない! とが許されるとすれば、 妥当でない手段がより良いと見なすことはできない。 最終目的のない残忍さは、まさに法廷の訴訟手続から排除されるべきであるし、 汝は、 悪人を釈放することになるかもしれ なぜなら、 私にきわめて正確な語を選ぶこ という迷いを裁判官は少なか また社 な

第五節 信頼性とは何か―拷問によって得られた自白は信頼がおけるものだろうか らず無視せねばならない。

証が可能なものは信頼性がない―今なおその反対が可能なものは信頼性がない。 まっていない概念を正確に確定することが必要である。疑いをすべて排除しないものは信頼性がない一今なお反 に曝されるような重要な問題にあっては、 裁判官にこの種の信頼性を与えるものなのであろうか? 悪人の攻撃に対する公共の安全の保護、 曖昧さを残すことがあってはならない。したがって、信頼性という定 またそこでの名誉、 これがそもそも取り調べの問題である。 血統 市民の生命、 したがって、拷問は判決を下す 及び彼らの潔白がいわば危険

拷問はその本質からみて判決を下す裁判官に信頼性を与えるものであろうか?

拷問を規定する刑事法は、この信頼性を少なくとも認めるのであろうか。そしてその手続きは、 拷問に対する

この信頼性は、 取り調べの結果によって、 そして Blutgerichte の経験によって確証されるのであろうか?

国民の一致が信頼性の保証になるのであろうか?

あらゆる不信を排除するのであろうか?

法律に通じた者、

裁判所、時代、

こうした部分のいずれをもってしても、 単独では信頼性の証明を根拠付けるに充分ではなく、 そればかりか今

(佐々木)

(佐々木)

第六節 そのようなことは決してない

一強制による尋問の性質や本質からいっても

ても、 はない。 ができなかったということを意味するに過ぎない。 に抵抗することのできない圧倒的な力によって行われるのである。 第一 その自白は、 に それは単に、 拷問の性質や本質それ自体が、 決して被疑者が、 引っ張ったり、 彼に責任があるとされる犯罪を確かに行ったということを証明するもので 締め付けたり、 強制という概念と切り離せない。(5) Įλ ろいろな種類の責め苦の暴力に、 それゆえ、 強制によって行われることは、 被疑者が自白に追い込まれたとし それ以上抵抗すること それ

ち望み、そして、この身の毛もよだつ瞬間での彼の唯一の望みであり、 く知らないとの断言であるかもしれない。 であろうか? 拷問台の上で叫んだ言葉、「汝が求めるもの、 て先の望みができるだけ早くもたらされるか、 わりを手に入れることはないだろう。 させ、弱くする。 ら自分を解放させる言葉である、 極限まで達した精神状態という危機的時点で、凌駕する苦痛が被疑者からもぎ取るもの なんたる妄想! 私をこれ以上苦しめることを止めるなら、私は、犯罪を行ったことを認める。 本当に真実を語れば、 すなわち、 したがって、 しかし、 私の言うべきことを言え」。このことは、本来、 かつてフィロタス 彼が前もって知っている様に、その言葉が裁判官をして拷問官 この真実を述べることによって、 苦しんでいる者が吐く言葉は、 それは訴えに対する異議であり、 (Philotas) がクラテルス 最高の望みである苦悩の停止、 如何にすればその言葉によっ 被疑者は、 自分の無実や自分は (Kraterus) 被拷問者の力を屈服 それが真実の言葉 彼がただただ待 なぜなら、 苦痛 に対して あな の終

たが、私が犯罪を行ったはずだと思っているからだ。

すれば、「汝は、汝が犯罪を犯したと強いて言わされたから、処刑されるのだ」と言い得るにすぎない。 基づいて下された有罪判決は、「汝は、犯罪を犯したが故に、処刑されるべきだ」とは言い得ず、本当の内容から それゆえ、拷問台の上で行われた自白は、糺問されている弱き者が行わねばならなかった自白であり、これに 刑罰は

証明された悪徳の結果ではなく、拷問を受けている者の弱さの結果である。

の結果だと考えられ得る。恵まれた体躯、その性根の剛胆さによって、痛みに屈しないで、動じない感情をもっ いたとしてもである。彼の神経が強制を打ち負かしたのであり、強制は彼にとっては強制であることを止めたの た被疑者は、かたくなに否認し続ける。彼がよしんば犯人であり、よしんば有力な証拠によって追い詰められて ちょうど同じ理由から、釈放は、無実が証明された結果とは考えられず、相当に強い切望と、断固として態度

減されたりするにせよ、またその程度が、個々の被疑者の個人的状況によって、その度ごとに特に決められるの(?) であったにせよ――法廷は、いたるところで、そして常にこの不確実性に陥ることになるだろう。 その場合、たとえ拷問の程度が測定されたとしても、――その程度が民族性に応じて高まったり、あるいは軽(6)

のである。 対して持ちこたえられる力をもつ被疑者はほとんどいない。女王陛下の決定は、いわば、拷問一般を否定するも ない。弱き者に対しては、 この英知にあふれた命令をもたらしたのか? 至高なる陛下の命令は、現在の審議のずっと以前に、中断される拷問(ausgesetzte Folter)を廃止した。何が、(9) 中断されない拷問と、 前者は後者と同じ効果を発揮する。 中断される拷問との違いは、 理性的な医者の証言や差し迫った提案はこうである、この拷問に 被疑者の身体の状態を観察し、 類においてあるのではなく、 程度においてでしか いわば、彼の苦痛

彼の外観に現れた剛胆な精神が、 は、 めてしばしば、 欺瞞的であるに過ぎない、というのは、 ても我慢できないということはない。それゆえ、 疲れさせるからである。 したがって、 力と釣り合いが取れる様に拷問の程度を決めることである。 に耐える能力を予測すべき医師の任務は、 共同体全体についても、 ある点を下回ると彼はこれに打ち勝つ。 無実の者も犯罪者も区別なく、 曖昧な学問や裁判官の騙されやすい同情心に依存するであろうからである。 個々の人についても同様である。 苦痛に抵抗する克己主義者を作りだし、その者の無感情によって拷問官の手を 肉体の外観は極めてしばしば誤りへ導くからであり、 次の点から出発する。 拷問台から死刑台へ送ることであろう。穏やかな拷問は、 つまり、 無実の者も、 最も過酷な拷問は、 ある点を上回ると、 犯罪者も、区別なく刑罰を免れるであろう。 ただ、後者の場合には、 すなわち、 どんな人の力も打ち負かすであろう。 拷問の痛みが拷問を受けている者の 被拷問者は苦痛に屈服してしま 基準がそれだけますます つまり、とりわけ、 程度の決定は、 誰にとっ それ 極

り、 ツァエヴォーレンであり、エピクテトスである。 ろうか。 となるために、 やエピクテトス (Epiktet) スツァエヴォー 貴重な利益を主張しなければならない場合、どんなに大きな範囲でもたらされるかを示す証拠たり得る。 殉教者が宗教のために、スツァエヴォーレン(Scaevolen)やレグルス(Regulus)が祖国のために、ゼノン(Zeno) 自分に対する訴えを取り下げさせるために苦しみ、カライベ (Caraibe) が彼の遊牧民族集団の指導者の名誉 ンドリーネ (Mandrine)、 なお苦しむ必要があったこと、これらのことは、 V ンやエピクテトスが、悪人であったとすれば、 が彼等の学派の名誉のために苦しみ、 カルトゥシェ (Cartusche)、 さて、 次のことが、 彼等はどのようにして、拷問に抵抗したのであ フーロン (Huron) が彼の敵から喜びを奪い 人間の確固とした意志が、 レゼビーレ 有罪判決や、 (Resebire)' 釈放についての信頼性を根拠 ゼノンは、 彼が大いなる意図や 悪徳の 取

であろうか?

づけるはずである。つまり、苦痛によって支配された者が、自らの意志に反して述べたこと、苦痛を支配した者 自らの意志に反しては述べなかったこと、がである。したがって、今日、判決は、 躊躇なく下され得るもの

第七節 刑事法固有の識知からしても決して拷問に対する不信は排除されない。

すものでもない一つまり、 級重罪を認めた者に敢えて刑罰を科すことはしないし、また告発に対して頑強に異議を申し立てた者を敢えて赦 決して左様に判決が下されることはない―如上の供述に対する法の不信が立ちはだかるからである―法は第三 法は敢えて前者を有罪と宣明することはなく、また後者を敢えて無罪と宣明すること

者は犯人ではないということ、これは異議やあり得べき反証なくしても確かなのか、少なくとも法の観点からは 尋問の二日乃至三日後に新たに証明するということ、このことは一体何のために必要とされ、何のために規定さ(3) 確かなのだろうか。争いの余地はない第三級重罪犯人であると認められている被取調者が自らの供述を苛烈な 安定した証拠がない場合に自白させ、場合によってはその者に懸けられた嫌疑や容疑を雪ぐことがそれである。 手段の究極目標は以下の通りである。 は敢えて新刑事裁判法に含まれる文言を引用し、これを吟味する。さて、その文言によれば、かかる法的な強迫 評議員の義務である―更に法の探究が評議員の任務であれば、沈黙や迎合は国事犯といえよう。かく信じて、 もないのである。 それでは、 法の遵守が、 犯罪や無罪の証拠は今や完全無欠なのであろうか。自白する者は犯人であるということ、 市民が立法者に対して当然払って然るべき敬意の証明であるなら、臣民らにその範を示すことが つまり、犯された行為を理由に強度の負担を科される第二級重罪犯人に、 否認する

(楠本)

れているというのだろうか。 自ら行った告白が罪状立証と一致しなければならないという文言は、 少くとも今次

の裁判法には採用されていない。

るのであるから、否認する者を立法者は無罪とはみていない—(また)立法者は白状する者を有罪とはしないので 受けているときに認めていたことを、 即してみると、 あるから、 て何も白状しなかった者に特別な刑罰が時として言い渡されることがあるのか。立法者は否認する者を有罪とす や作用を持たないのかもしれない! しかし、 白状する者を立法者は有罪とはみていないーそれではこれが拷問の効果なのであろうか。 ことによると、 かかる立証は単に法律による形式的な正規の手続きというに過ぎず、それ以上 後になって撤回した者を赦すべしと命じるのか。また何故、(15) 仮に如上の立証がそのようなものであるとすると、 何故に法律は、 拷問に科され 拷問 一の効果

拷問の信頼性は何処にあるというのだろうか。

手段が遠ざけられた場所で、 くその供述に影響を及ぼしていない、そのような供述である。 由意思による供述とは即ち、 のような規定だったのではないだろうか かかる信条から生じた規定、 め手を握る場合、 によって強制された自由意思によらない自白であると看做さざるをえないような、そうした自白が取り調 つつある害悪に対する恐れ、 詳言すると、 立法は以下のことを覆い隠すことができなかったのである。つまり、立法自身、その自白を暴力 市民の生命、 苦痛が始まった時点でその者から自由意思による供述を得るという規定である(ワン) つまりそれが、 つまり、 現在している害悪に対する恐怖、 無実、 それを想起したりそれを避けようとするいかなる表象によっても強迫が全 市民の自由が余りにもないがしろにされるやもしれぬということである。 一即ち、 その規定を顧慮しなければ全手続きが不法とされ無効とされる、 被取り調べ者を所謂証言台の前で改悛に至るまで尋問し、強迫 かかる性質の供述を得たと裁判官は信じるのであ 或はまた遠ざけられてはいるがしかし目前に迫 の決 そ

その後に告白を得た時、これを彼は自由意思によるものと呼ぶのだ。しかし、 気地のない者の休むことを知らない表象に死刑執行人の地位を委ねるようなものである。 はその精神を打ち負かすものであるという点で、 は脅迫、即ち、 を推し量り、妄想に打ち負かされた、そのような恐怖の産物だということである。 のことに対する極めて顕著な証明である。 を行うことは先ずない―というのも、裁判官は、 供述によって再び拷問台に引き戻されることは決してないと保証する! 取り調べ者の心を宥めるのである! り調べ者の目から遠ざけるのは単にその場限りのことにとどまるものではない! る供述は決して自由意思によるものではなく、 て出来ないことだという懸念を抱くからである―そうである以上、裁判官が抱くこうしたもっともな懸念は、 なるほど、 裁判官は己自身を得心させ、また何人をも得心させ得る手段を手にしている一裁判官が道具を被取 実際の拷問とは異なるテロルに外ならず、前者は哀れな被取り調べ者の肉体を打ち負かし、 裁判官は被取り調べ者に、どんな性質の供述であれ被取り調べ者が自らの というのは、恐怖の場所から離れてなされた供述であろうとも、 恐怖の産物、 専ら両者は異なるのである。ここでは、 かかる約束の後に第二級重罪犯人に自白を期待することは決し 即ち、 既に被った苦痛から目前に迫りつつある苦痛 裁判官が予めかかる保証を行い、 裁判官が予め敢えてこうした約束 かくて、 裁判官はまた将来に亘って被 裁判官は、 かかる新たな尋問は さながら意 更に かか 次

真実をより早く告白し、場合によっては責めさいなむことなく第三級重罪犯人に罪を認めさせることができると 受けられる。 取調べにおいて、 弱者から始められる。 容疑者が複数いる場合、 必ず苛烈な尋問が採り入れられる、そのような暴力に対する格別な信頼の残滓は至る所に見 何故こうした者からなのか。 性別・年齢によって苦痛に対する抵抗力がより弱いと思われる者から、 その理由は、 法律の言うところによれば、 (18) 如上の者が

なら拷問から救われるばかりかこれを逃れることになろう! して弱き者であって、 十分に考えられるからだとされる。 悪意や悪徳ある者ではないのだ! それゆえ、 強靱な筋肉、 馬 かくして裁判官が攻撃の矛先を向けるのは、 なみの神経、 アンタエウスの体格を備え持つ犯人 主と

原注

- 1 奴隷は、 犯罪だけではなく、 民事の法的争いについ ても、 拷問にかけられ
- 2 第四巻第二五章第三二二節参照。 判決を避けるために、裁判官に対してすべての供述を拒絶している訴訟において起きていることを、 んでいる。 イングランドの刑事手続きを知っている外国人は、 (the penance for standing mute) と呼んでいる。 しかし、 それは、 本来、 刑罰である。 それを、 それに関する詳細な記述については、 被告人が、 ブラックストンは、 その家族のために国 継続的証言拒絶者のための 庫から財産を守り、 イングランド法注解 拷問と呼 正式の 償
- 3 信じられないとしても、 で、無定見さを置き去りにしていると、 証人は、 蛇が茂み 有名な犯罪学者は書いてい Ó いばらの間で身の毛のよだつ脱皮を行っているような苦しみの下 る。
- 4 立法に関するすべての研究を通じて深い 投げ掛けてい お 芸術審判者に、 いては最もふさわしいものではあり得ない るように思われる 彼らは、 必ずしも知らなかっ (この注は、 配慮で述べているこの意見書の ひとつの語調で敢えて判断を下しているという、 ソネンフェルスによってではなく、 た種類の手続きについ て、 評価する者と評価される者との関係に 作者は、 編者によって書かれたもので これらの言葉によって外国の 慎み深い ・非難を

ある)。

- 5 一七六九年のオーストリア及びベーメンの刑事裁判法第三八章は、 拷問を正当な強制手段等と規定している。
- (6) 第三八章一七条、ベーメンの領邦における拷問。
- (7) 同条、オーストリアの領邦における拷問。
- 8 第三八章一九条二項、 違に従って判断されるべきである等。 同様に、 責め苦の種類の規定は、 一般的に、 いつでも、行為者の力の程度及び事情の相
- (9) 一七七三年一一月二六日の裁定。
- 10 様々な歴史の第七巻におけるエリアンの立場は、 拷問の苦痛の下で死ぬと言われていると、 で引用されるに値する。 エジプト人は打ち勝ちがたい忍耐さで苦しみに耐え、真実を告白するよりかはむしろ 彼は書いている。 熟慮において決定的帰結に到達することができるので、ここ
- 11 この悪名高い悪人の名前は、この社会では、 通常の刑罰から逃れた者のひとりであると呼ばれるのは当然である。 彼は、 報告者が指摘しているように、拷問においても頑強に否認
- (12) 第三八章一条。
- 13 第三八章三一条、 るかどうか及びその上でその者が生きるか死ぬかについて尋ねなければならない。行為者がそのことを自由意 の者に裁判所書記からその自白を読み上げさせ、 拷問の二日又は三日後に被拘禁者を刑務所から通常の裁判の場所に移し、 て行われ、これについて供述が明瞭かつ精密に記述され、被拷問者の苦しみが落ち着いた場合には、 苦しみによる自白の確認に関しては、 それについて控え目に、 我々は以下のように定める。 この自白がすべてにおいて真実であ 拷問に立ち合った者の同席の下でそ 即ち、 拷問が法令に従っ 裁判官は

思で告白した場合には、等。

- 14 第三八章三条、それは、行為者が犯罪の前に既に自白し又は完全に認めていた場合には、拷問の言渡しは過剰 刑罰が優先されなければならない、という理由によっている。 かつ違法であろう。 その場合には、 躊躇することなく、最終判決の言渡しでもって、法律に規定された通常の
- <u>15</u> 第三八章二八条、何も自白しない者又は自白したことをその後いつでも撤回した者は、 の判決がなされる。 一般に、 無罪又は免罪
- $\widehat{16}$ 第三八章二九条、しかしそれにもかかわらず、主たる悪行を考慮した拷問を頑強な否認で克服した常習否認者、 並びに自白し、 あることが判明した場合には、特別な処罰を言渡されることがある。 完壁な拷問によっても再び否認する被審問者は、 撤回が全く起こりそうもなく、悪意のもので
- (17) 第三八章三一条。
- (18) 第三八章一二条の規定ぶりは、ローマ法をヒントにしている。